



Kitakyushu
Action!
動かせ、未来。北九州市

令和6年11月6日
北九州市港湾空港局

報道機関各位

第68回北九州市地方港湾審議会を開催します

～北九州市港湾計画の変更に係る諮問等を行います～

次のとおり会議を開催いたしますのでお知らせいたします。

- 1 日時 令和6年11月13日（水）14：00～15：30（予定）
- 2 場所 リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアルーム
(小倉北区浅野二丁目14-2)
- 3 議事（詳細は別紙）
(1) 北九州港港湾計画の軽易な変更について ······ 別紙1
(2) 臨港地区の指定・解除及び分区の指定・変更・解除について ······ 別紙2
(3) 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について ······ 別紙3

【北九州市地方港湾審議会について】

条例に基づき設置された、北九州市の付属機関。市長の諮問に応じ、港湾計画に関することや、港湾環境整備負担金に関すること等を調査審議する。

当審議会は公開で行われます。

取材希望の方は席の確保のため、

11月12日（火）17時までにご連絡

ください。一般傍聴も可能です。

（当日先着5名まで）

【問合せ先】

港湾空港局総務課

担当：日比野（課長）、吉田（係長）

電話：093-321-5911

北九州港港湾計画の軽易な変更（新門司南地区）について

■概要

○新門司地区は、西日本最大のフェリーターミナルを擁する物流拠点として発展しており、近年、モーダルシフトの進展等により、物流関連企業の土地需要が高まっている。

○本年3月には、新門司南地区の民間が所有する未利用地に、新たな企業が進出し、モータープールや物流倉庫などの保管施設の建設を計画している。

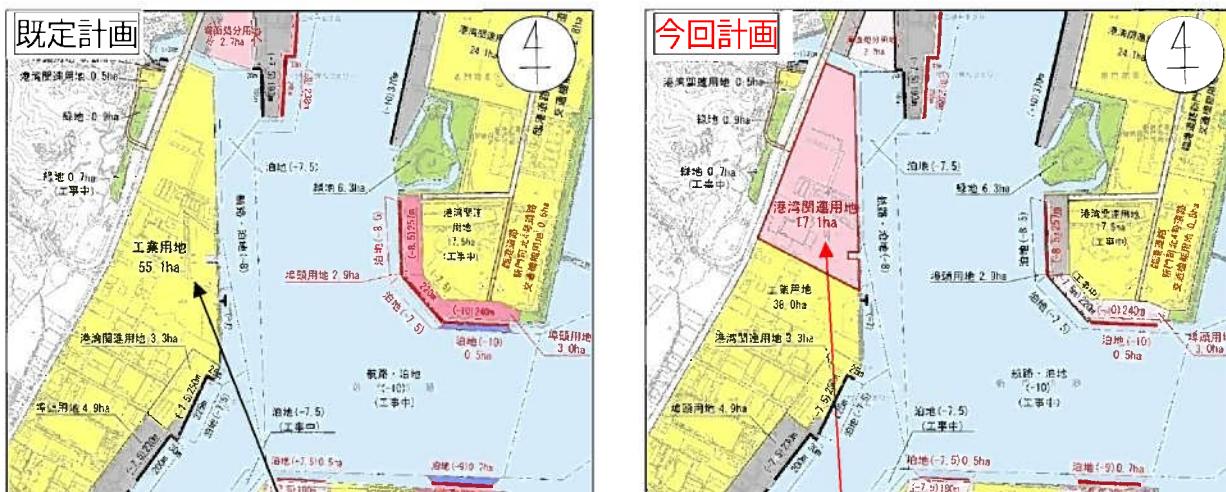
○今回の変更は、このような企業ニーズに応えるとともに、周辺立地企業の土地利用形態の変化等に対応するため、土地利用計画を工業用地から港湾関連用地へ変更するものである。



■変更内容

○土地利用計画

工業用地 55.1ha → 工業用地 38.0ha、港湾関連用地 17.1ha [既定計画の変更計画]



[土地利用計画の変更]

工業用地 55.1ha → 工業用地 38.0ha
港湾関連用地 17.1ha

【問合せ先】港湾空港局計画課
担当:井上(課長)、黒田(係長)
TEL:093-321-5967

北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更について (新門司南地区)

■概要

○新門司南地区において、港湾計画の土地利用計画の変更（工業用地から港湾関連用地）に伴い、分区を工業港区から商港区へ変更するもの。



■変更内容

○新門司地区は、西日本最大のフェリーターミナルを擁する物流拠点として発展しており、近年、モーダルシフトの進展等により、物流関連企業の土地需要が高まっている。

○本年3月には、新門司南地区の民間が所有する未利用地に、新たな企業が進出し、モータープールや物流倉庫などの保管施設の建設を計画している。

○今回の変更は、このような企業ニーズに応えるとともに、周辺立地企業の土地利用形態の変化等に対応するため、港湾計画の土地利用計画を工業用地から港湾関連用地へ変更するのに合わせ、臨港地区の分区を工業港区から商港区へ変更するものである (17.1ha)。



【問合せ先】港湾空港局計画課
担当:井上(課長)、牧野(係長)
TEL:093-321-5967

北九州広域都市計画臨港地区の指定及び分区の指定について (新門司北地区)

■概要

- 新門司北地区において、埋立地の竣工に伴い臨港地区の指定を行う。また、令和5年12月の港湾計画の改訂（埠頭用地、港湾関連用地等）に合わせ、分区を商港区として指定するもの。



■変更理由

- 新門司北地区については、西日本最大のフェリー ターミナルを擁し、令和3年7月には横須賀港との間に東京九州フェリーが新規就航している。また、本市が管理・運営を行っている浚渫土砂処分場があり、令和6年度中に埋立竣工する予定である。
- 当該地区では、物流拠点化が進展しており、物流関連企業の立地ニーズに対応するため、埋立の竣工に合わせて、臨港地区の指定及び分区の指定を行うものである。

■変更内容

- 臨港地区的指定面積：9.5ha
分区の指定面積：商港区 9.5ha

港湾計画（令和5年12月改訂前）



港湾計画（令和5年12月改訂後）



臨港地区及び分区の指定状況（指定前）



臨港地区及び分区の指定状況（指定後）



【問合せ先】港湾空港局計画課
担当:井上(課長)、牧野(係長)
TEL:093-321-5967

北九州広域都市計画臨港地区の指定及び分区の指定について (響灘西地区)

■概要

○響灘西地区において、埋立地の竣工に伴い臨港地区の指定を行う。また、令和5年12月の港湾計画の改訂（工業用地、港湾関連用地）に合わせ、分区を工業港区及び商港区として指定するもの。



■変更理由

- 響灘西地区については、大水深岸壁を擁する「ひびきコンテナターミナル」を有し、背後地では倉庫など物流関連施設の立地が進んでいる。また、本市が管理・運営を行っている海面廃棄物処分場及び浚渫土砂処分場があり、その一部（浚渫土砂処分場）が令和6年度中に埋立竣工する予定である。
- 当該地区では、次世代エネルギー産業の集積や物流関連用地の確保を図るため、埋立の竣工に合わせて、臨港地区の指定及び分区の指定を行うものである。

■変更内容

○臨港地区的指定面積：58.2ha

分区の指定面積：工業港区 45.2ha、商港区 13.0ha

港湾計画（令和5年12月改訂前）



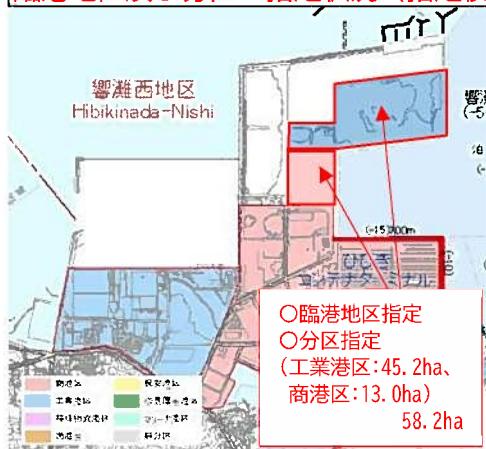
港湾計画（令和5年12月改訂後）



臨港地区及び分区の指定状況（指定前）



臨港地区及び分区の指定状況（指定後）



【問合せ先】港湾空港局計画課

担当:井上(課長)、牧野(係長)

TEL:093-321-5967

北九州広域都市計画臨港地区の解除及び分区の解除について (砂津地区)

■概要

- 砂津地区では、国道199号の交通渋滞の緩和などを目的として、平成29年度に砂津大橋の下流側に新砂津大橋が整備された。
- 新砂津大橋の上流側は今後、港湾としての利用がないことから、令和5年2月に港湾区域を変更（縮小）しており、これに伴い臨港地区及び分区の解除を行うもの。

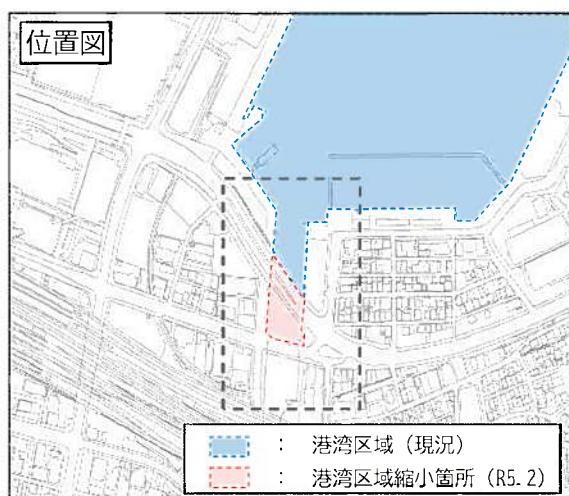


■変更理由

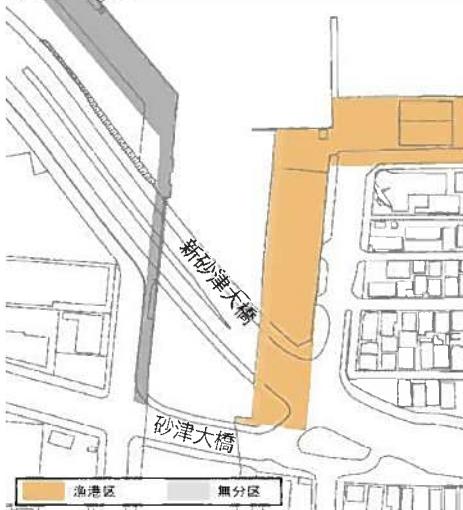
- 国道199号砂津バイパス整備により新砂津大橋が整備され、新砂津大橋より上流側は港湾としての利用がなくなったため、臨港地区及び分区の解除を行うものである。

■変更内容

- 臨港地区の解除面積：0.2ha
- 分区の解除面積：漁港区 0.1ha、無分区 0.1ha



臨港地区及び分区の指定状況（解除前）



臨港地区及び分区の指定（解除後）



【問合せ先】港湾空港局計画課
担当:井上(課長)、牧野(係長)
TEL:093-321-5967

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について（概要）

1 制度の概要

港湾環境整備負担金は、港湾法の定めにより、港湾管理者が実施する港湾の環境を整備し又は保全することを目的とする港湾工事の費用の一部を、臨港地区又は港湾区域内で1万平方メートル以上の工場又は事業場で事業を行っている事業者に負担を求める制度である。

なお、港湾管理者が事業者に負担金を課す場合には、あらかじめ地方港湾審議会に諮問する旨が港湾法に定められている。

2 諒問事項

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について

《 参考 》

● 負担対象工事

負担対象工事は、北九州市（港湾管理者）が実施する港湾工事で、次に掲げるもののうち、市長が指定するもの。

- (1) 港湾環境整備施設等の建設又は改良の工事
- (2) 港湾環境整備施設等の維持の工事
- (3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事

● 負担の基準

負担の基準については、港湾法施行令第15条の5及び北九州市港湾環境整備負担金条例で規定されており、具体的には次のとおり。

(1) 負担金の額

港湾工事に要する費用の2分の1以下に相当する額。

なお、北九州市では工事の性格（当該施設の市民利用の度合い等）により、2分の1から16分の1までの4段階の割合（負担割合）を定めている。

(2) 負担金の算定式

$$\text{負担対象工事費} \times \text{負担割合} \times \frac{\text{各事業者の敷地面積}}{\text{負担区域全体の総敷地面積}}$$

= 負担金額

【問合せ先】

港湾空港局整備課

担当：藤本（課長）、淺井（係長）

電話：093-321-5961